

基山町告示第59号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので、別紙のとおり専決処分する。

令和3年7月26日

基山町長 松田 一也

（専決理由）

学校法人東明館学園東明館高等学校の第103回全国高等学校野球選手権大会出場に係る激励金の支払いに伴い一般会計の予算に補正が急務であるため。

## 令和3年度基山町一般会計補正予算（第5号）

令和3年度基山町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,030千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,534,728千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



